

## 処 分 基 準

平成 15 年 9 月 8 日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 拠 条 項 : 第 22 条の 2 第 1 項
処 分 の 概 要 : 最高速度違反行為に係る使用者に対する指示
原権者（委任先） : 島根県公安委員会
法 令 の 定 め :
処 分 基 準 : 別紙のとおり
問い合わせ先 : 島根県警察本部交通部交通指導課
備 考 :

別紙：

処分基準：

## 最高速度違反行為に係る使用者の業務に関する指示の運用基準

### 1 指示の運用基準

- (1) 最高速度違反行為（法第22条に規定する最高速度を超えて車両を運転する行為）に係る指示は、当該車両の使用者の業務に関して最高速度違反行為が行われた場合において、次のアからオまでのいずれかの要件に該当し、
- ・当該車両の運転者に対して最高速度違反行為を防止するための指導・監督又は交通安全教育が適切に行われていない。
  - ・当該車両による運行について、最高速度違反行為が行われていないかどうか的確に把握されていない。
  - ・当該車両に係る運行計画が最高速度違反行為の防止に留意したものとなっていない。
  - ・当該車両に係る運送に関する契約が最高速度違反行為の防止に十分に留意したものとなっていない。
- など当該使用者が当該車両につき最高速度違反行為を防止するために必要な運行の管理を行っていると認められないときに限り行うものとする。
- ア 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両について当該車両の使用者の業務に関し過去1年以内に2回以上の最高速度違反行為が行われた場合における当該使用者であるとき。
- イ 車両の使用者等が、当該運転者に対して、当該車両の使用者の業務に関して当該最高速度違反行為をすることを命じ、若しくは当該運転者が当該車両の使用者の業務に関して最高速度違反行為をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合
- ウ 車両の使用者等が、当該運転者に対して、当該車両の使用者の業務に関して最高速度違反行為をすることを誘発するような行為をしていた場合
- エ 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に最高速度違反行為に係る指示を受けた者である場合
- オ 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に下命・容認に係る使用制限（最高速度違反行為に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（最高速度違反行為に係るものに限る。）を受けた者である場合
- (2) (1)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、指示を行わないものとする。
- ア (1)のアからオまでのいずれかに該当することとなる最高速度違反行為について、下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限をすることとなる場合
- イ (1)のアからオまでのいずれかに該当することとなる最高速度違反行為に係る車

両が、過去1年以内に指示を受けた使用者の当該指示に係る車両である場合（当該指示が現に効力を有する場合に限る。）

- (3) 「当該車両の使用者の業務に関し」とは、法第75条第1項と同様、使用者の業務と関係なく車両が使用されていた場合を除くという意味である。すなわち、当該車両の使用者以外の者が、たまたま私用でその自動車を使用し、最高速度違反行為を行った場合等は、指示の対象とならない。

なお、交通事故に関して業務上過失致死傷罪を問う場合の「業務」とは運転者の運転行為を「業務」とするものであるのに対し、法第22条第1項における「業務」とは使用者の企業活動を「業務」とするものである。

## 2 指示の内容

指示の内容は、最高速度違反行為に係る車両の使用の態様に応じて、使用者が講ずるべき措置をできるだけ具体的に示すように努めるものとする。

## 3 指示の方法

指示は、理由を付した文書を交付して行うものとする。

## 4 留意事項

- (1) 指示に係る最高速度違反行為は、当該車両の使用者以外の運転者がしたものに限られること。
- (2) 指示に係る最高速度違反行為は、当該車両の使用者の業務に関して行われたものに限られること。
- (3) 指示の内容の確定に当たっては、使用者が最高速度違反行為を防止するために講じている措置の内容や自動車の使用者の異同、使用の本拠の位置の異同、使用態様等を確認するとともに、必要に応じて、法第75条の2の2第2項の規定による報告又は資料の提出を要求するなどにより疑問点の解明に努め、指示の内容が適正かつ効果的なものとなるように配意すること。